



当ニュースレターは、株式会社アースアプライザルより、最新のニュースと解説を定期的にお届けしています。このEAnetworkは弊社HPより配信のご登録を行われた方、過去に弊社セミナーにご参加いただいた方、及び弊社へ調査のご依頼を頂いたお客様にお送りしております。

ニュースレターの送付には、お客様から頂戴したお名刺やお申し込みになった電子メールに記載されたお客様の個人情報を利用してあります。弊社の個人情報保護に関する基本方針は、弊社ホームページに掲載しております(<http://www.earth-app.co.jp/privacypolicy.htm>)。個人情報の利用に関して同意いただけない場合、また、今後配信を希望されない方は、お手数ですが最終ページにチェック、ご記入の上FAXにてご返送、またはeaneews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。基本方針に基づき、責任を持って登録を削除させていただきます。

今回のコラムは土対法改正のポイント(その3)と地下水と水にまつわる最近の話題から(2)をお送りいたします。

☆ Environmental column ☆

土対法改正のポイント - その3 〈指定の申請について〉

今回は、区域の指定について記述した。区域は濃度基準に適合しない土地について、人の健康に被害が生じる場合と、生じない場合に分けて指定する。前者が「要措置区域」、後者が「形質変更時要届出区域」である。要措置区域では指示措置によって汚染の除去等の措置を講じることが指示される。一方、形質変更時要届出区域では汚染の除去等の措置は要求されない。

今回は、指定の申請について記述する。

3. 指定の申請

現在では、土地取引等に伴い実施されている自主調査が、調査全体の約90%を占めており、その約半数で土壌汚染が発見されている(土壌環境センター・ホームページによる)。しかし、自主調査による土壌汚染地は、指定区域に指定されないため法的な管理が行なわれていなかった。

改正土対法では、法の目的の一つである土壌汚染の状況把握を促進するために、第14条において自主調査の報告による指定の申請を制度化した。その調査が法に規定されている土壌汚染状況調査に則っていると認められる場合は、都道府県知事は区域の指定を行なうことができるとしている。これは自主調査の結果、土壌汚染があることを報告して区域の指定を受け、公示されることになる。つまり、土壌汚染があることを自ら公開することになる。逆に言えば、報告しなければ区域の指定も受けず、公示もされない、つまり、誰にも分からない。しかし、情報公開に対して社会的な要求が高まっている現在、積極的に申請を行い報告することが望ましい。

指定の申請については、申請者においても大きなメリットを得ることになる。指定を申請して健康被害のおそれがあると判断され『要措置区域』に指定された場合は、指示措置を講じなければならない。この場合は、申請したことにより修復措置の負担が生じる。しかし、健康被害のおそれがないと判断され『形質変更時要届出区域』に指定された場合は、前回(No.55号掲載)にも記述したように、掘削等による土地の形質変更によって汚染の拡散や、搬出される汚染土壌の不適切な処理が行なわれないように適切な管理は必要となるが、汚染の除去等の措置は必要としないことを、行政が認めることになる。これは、掘削除去が主体となっている現在の修復措置を見直すことにも繋がる。

現在、土地取引においても、健康被害という環境リスクを判断する指標(指定基準)を、土地取引という経済行為の判断の指標として使われており、その結果、指定基準に適合しないことのみによって浄化が要求され、しかも過剰な掘削除去が多く見られる。改正土対法では、要措置区域であっても指示される措置は人の健康被害を防止する範囲であり、形質変更時要届出区域は適切な管理は必要であるが、法に基づいた修復措置を実施することが要求されることはない。従って、健康被害のおそれがない土地の修復措置は少なくなると思う。これを現実のものとするためには、積極

的に指定の申請を行い、形質変更時要届出区域を適正に公開することが必要である。改正法第 14 条の趣旨もここにあるのではないだろうか。

改正法第 14 条の指定の申請の対象となるのは、第 3 条の特定施設の廃止による調査、第 4 条の 3,000 m²以上の形質変更時に必要となる調査、第 5 条の健康被害のおそれがある調査、以外の調査の結果であり、一般的には 3,000 m²に達しない土地の形質変更に伴う調査、または、ISO 等の環境評価のための調査が該当すると考える。

改正法第 14 条の重要な点は、自主調査においても形質変更時要届出区域に指定された場合は、修復措置の実施が必要ないことを法として認めていることである。そのことが現在多く見られる過剰な措置を抑止することに繋がると期待する。

次回は、指示措置、及び指定調査機関について記述する。

アースアプレイザル 技術顧問 西田 道夫 技術士（応用理学・建設）

☆地下水と水にまつわる最近の話題から☆

(2) 水は地球上でどのように存在しているのか？(その 1)

水問題解決のポイントの内、すべての基本となる概念は地球上における水の存在形態としての『水循環』と、水循環の一形態一要素を形成する『地下水流動系』の概念である。

環境問題のキーワードとして『健全な水循環の確保』という用語が掲げられて久しい。例えば図-1 に示すようなイメージ図を使って「人類の生存上欠かせない水は、地球上で、あるいは流域においても、蒸発⇒雲⇒降雨⇒河川流下もしくは地下水流動⇒海⇒蒸発という循環系をなして存在している。この水循環のバランスを崩すと特定地域の渇水・水災害・地盤沈下等々の障害を引き起こす可能性があるため、水循環の健全性を確保しなければならない」と説明されると『水循環』の概念と『健全性確保』の重要性が何となく分かった気になってしまう。

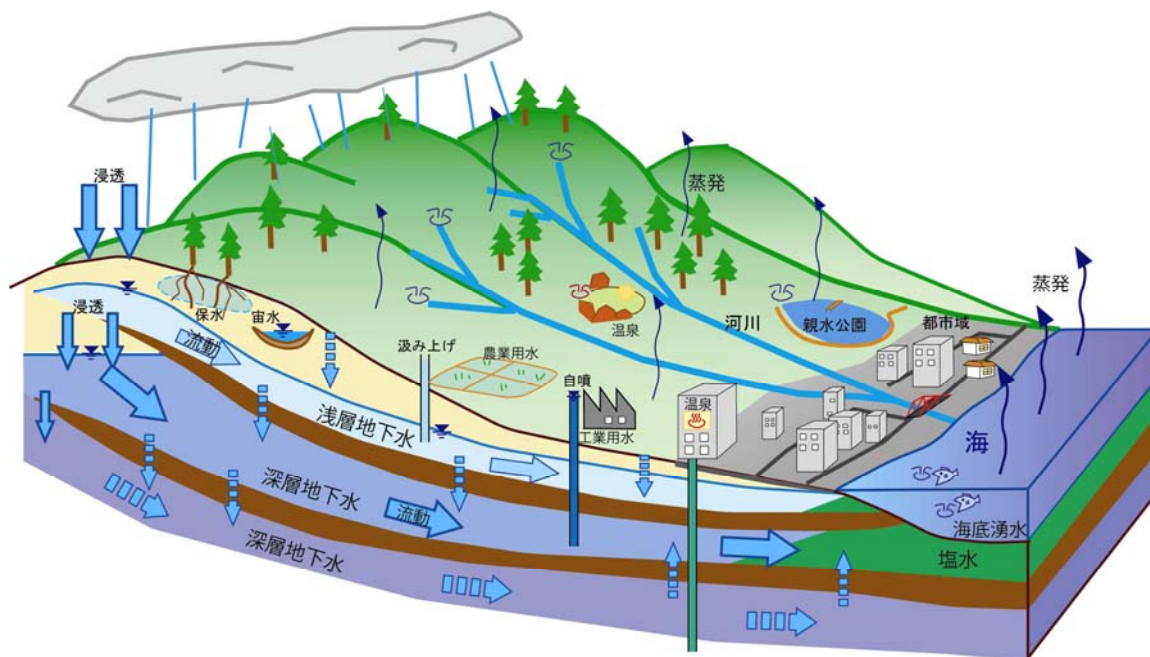


図-1 流域での水循環イメージ図

〔西垣 誠監修・共生型地下水技術活用研究会編：都市における地下水利用の基本的考え方, 2007〕

ところが、ここで言う『水循環』と『健全』という言葉は、分かり易いようでいて、実際にはなかなか難しい概念である。この『水循環』と『健全』の本来の意味と複雑性を理解しておかないと、この用語はキャッチコピーで終わってしまい、実際の実効的な水問題解決策に結びついていかないことを筆者は懸念している。

そこで次号より、先ず『水循環』とその『健全』、並びに『地下水流動系』の概念について、以下の5つの視点から解説する。

- ① 水の多様性〔姿・形状・性質等々〕
- ② 水循環の基本と実態
- ③ 水循環過程での3相〔液体、気体、固体〕間の変化
- ④ 地下水流動系の概念
- ⑤ 自然界の水循環と人為的水循環

アースアプレイザル 技術顧問 中村 裕昭〔技術士：建設部門〕

今回のEAnetworkいかがでしたでしょうか。このニュースレターへの感想や土壌汚染・アスベストに関するご質問など、お気軽にFax または`eanews@earth-app.co.jp`までご連絡ください。

配信方法につきまして、FAX配信からメーリングリストでの配信へ変更をご希望の方は、下記にチェックの上FAXにてご返送、または`eanews@earth-app.co.jp`までご連絡ください。

株式会社アースアプレイザル
編集者：伊藤祥子
TEL: 03-5298-2151
FAX 03-3252-5411

会社名

お客様名

次回の配信から、メーリングリストでの配信希望 e-mail:

次回の配信を希望しない

コメント

アースアプレイザルグループおよび業務提携先

札幌アースアプレイザル・山京ビルマネジメント・レアックス（北海道）、EFA ラボラトリーズ、ジオネット・オンライン、中央開発・基礎地盤コンサルタンツ・ジオテック・リサイクルワン・協和地下開発（関東）、アイエーシー（神奈川）、トーエネック・フルエング・東邦地水（中部）、建設基礎調査設計事務所（静岡）、阪神測建（関西）、アースアプレイザル GF（大阪）、三協エンジニア（奈良）、エイト日本技術開発（岡山）、復建調査設計（広島）、藤井基礎設計事務所（島根）、東建工業・アースアプレイザル九州（福岡）、三矢エンジニアリング（沖縄）
海外：Forensic Analytical/Golder Associates Inc./Tetra Tech EM Inc./WSP Environment & Energy